

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

作物統計調査第1次試行調査

2 調査の目的

作物統計調査（基幹統計調査）のうち水稲予想収穫量調査及び収穫量調査（以下「水稲作況調査」という。）について、現場のニーズに沿った統計情報の提供に向けて、水稲を作付している経営体に対して収穫量（1等米などの等級別）や使用ふるい目、出荷先割合などの水稲収穫量に関するデータを把握し水稲作況調査の精度向上に向けて、郵送調査の調査準備から実査・集計までに至る一連の過程及び水稲作況調査結果との検証を試行的に実施（以下「試行調査」という。）する。

試行調査の結果について、直近の作物統計調査の結果と比較・検証を行い、作物統計調査の調査計画の変更案の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

- ・水稲を作付している経営体のうち、令和7年産水稲作況調査の調査対象（水稲作況標本筆において水稲を栽培している者又は水稲作況標本筆を所有している者をいう。以下同じ。）
- ・全国稲作経営者会議及び日本農業法人協会に所属する経営体（日本農業法人協会に所属する経営体については主として水稲を作付している者に限る。以下同じ。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約10,000経営体

- ・水稲を作付けしている経営体のうち、令和7年水稲作況調査の調査対象：約8,000経営体
- ・全国稲作経営者会議及び日本農業法人協会に所属する経営体：約2,000経営体

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

- ・水稲を作付けしている経営体のうち、令和7年水稲作況調査の調査対象全て
- ・調査時点で全国稲作経営者会議及び日本農業法人協会に所属する経営体全てから作成した水稲収穫量調査試行調査母集団

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

・ 9月25日現在

水稻の生産状況、水稻作付面積、収穫量、品位、選別形態、出荷先、収量センサー付きコンバイン、前年産との比較、被害の要因

・ 10月25日現在

水稻作付面積、収穫量、品位、選別形態、出荷先、収量センサー付きコンバイン、前年産との比較、被害の要因

・刈取終了時期

水稻の生産状況、水稻作付面積、収穫量、品位、選別形態、出荷先、収量センサー付きコンバイン、前年産との比較、被害の要因

[集計しない事項の有無] 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

令和7年9月25日現在、10月25日現在、収穫期

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

農林水産省 — 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

調査票の配布

農林水産省から報告者に対して郵送により調査票及びオンライン調査回答用のID・PWを配布する。

調査票の収集

報告者は、郵送された調査票に記入し郵送で回答又は政府統計オンライン調査システムを利用して回答する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 (令和7年9月25日現在、令和7年10月25日現在、令和7年産水稻の刈取終了時点の3回)

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年:)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

〔配布時期〕 令和7年9月上旬～中旬

〔回収期限〕 9月25日現在：9月下旬

10月25日現在：10月下旬

刈取終了後

ただし、9月25日現在又は10月25日現在で刈取が終了している場合には、「刈取終了後」の調査票に回答を求めることとし、それ以降の報告は求めない。

8 集計事項

- (1) 調査票の回収率
- (2) 項目別の回答率
- (3) 項目別の誤回答率
- (4) 10 a 当たり（予想）収量
- (5) 選別形態別玄米の割合
- (6) ふるい目別の経営体数割合
- (7) 出荷先別割合

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

令和7年産の収穫状況については、本体調査の集計結果として公表されるところ、本調査は、試行的に実施するものであり、本体調査と別に、集計事項（4）～（7）を公表することによって、社会に誤解等が生じるおそれが大いと考えられることから非公表とする。

- (2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

農林水産省のホームページにより公表

- (3) 公表の期日

令和7年12月

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、専ら農産物の生産に関する調査であり、日本標準産業分類等の統計基準を適用する余地が小さいことから使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

| 関係書類名 | 保存期間 | 保存責任者 |
|------------------|------|---------------|
| 調査票の原票 | 3年 | 農林水産省大臣官房統計部長 |
| 調査票の内容を収録した電磁的記録 | 永年 | |